

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月及び同年3月
② 平成9年3月
③ 平成9年6月から10年3月まで

国民年金保険料の納付が遅れたため督促状が届いた場合には、自宅へ郵送されてきた納付書で必ず納付しており、私が納付するときは、銀行で納付し、母親に代わりに納付してもらうときは、郵便局、農業協同組合、銀行又は市役所で納付してもらっていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、2か月と短期間であるとともに、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間当時、申立人の住所や仕事に変化も無く、申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していたA町（現在は、B市）の国民年金被保険者台帳では、申立期間①の国民年金保険料を現年度納付した記録は見当たらないものの、当時、同町では、「国民年金業務を担当する窓口において国庫金納付書を作成していた。」としており、申立人は、平成6年3月の保険料を同町で作成されたものと考えられる国庫金納付書により同年6月22日に過年度納付していることが、申立人が所持する納付書・領収証書により確認できることから、申立期間①の保険料についても、同町が作成した

国庫金納付書により申立人又はその母親が金融機関等で納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②及び③について、B市の国民年金被保険者台帳ではいずれも未納とされていることが確認できることから、現年度納付されなかったものと考えられ、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、当時、過年度納付書は、社会保険事務所（当時）において、コンピュータにより月ごとに作成されており、このことは、申立人が平成8年2月、同年3月及び同年12月から9年2月までの期間の保険料を、いずれも10年2月2日付けでコンピュータにより月ごとに作成された納付書により過年度納付していることが、申立人が所持する納付書・領収証書からも確認できる上、申立期間②及び③は、基礎年金番号制度が9年1月1日に導入された後の期間であり、保険料収納事務に係る電算化の進展により、事務管理の一層の強化が図られていることから、納付記録が全て漏れるとは考え難い。

また、申立人又はその母親が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（適用事業所名はB。現在は、株式会社C）における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで
年金事務所からの通知により、株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が抜けていることが判明した。途中、会社の名称変更はあったが、退職したことはなく、継続して勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書、複数の元同僚の提出した給与明細書及び供述から判断すると、申立人は株式会社Aにおいて継続して勤務し（平成元年3月1日に同社から株式会社Cに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成元年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらず、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和39年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月29日から同年3月1日まで

A株式会社の勤務期間のうち、同社B本社から同社C支店に転勤した昭和39年2月29日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険加入記録が無い。昭和28年4月に入社後、他社への勤務等も無く、継続して勤務しており、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する人事記録、及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和39年3月1日に同社B本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和39年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は、当時の資料を保管しておらず不明である旨を回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和39年3月1日と届け出たにもかかわらず、

社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和46年5月26日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社C（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和48年2月21日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月26日から同年6月1日まで
② 昭和48年2月21日から同年3月1日まで

昭和46年3月に株式会社D社（現在は、株式会社B）に入社し、途中異動はあったものの、53年1月まで同社及びグループ会社に継続して勤務したが、オンライン記録では申立期間①及び②について厚生年金保険に未加入となっているのは納得できないので厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Bが保管している申立人の入退社記録、昭和53年退職者リスト及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①において株式会社D社及び関連会社であるA株式会社に継続して

勤務し（株式会社D社からA株式会社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、株式会社Bに資料は保管されていないが、複数の同僚が、「申立人は昭和46年5月20日頃、株式会社D社からA株式会社に異動してきた。」と回答していることから、同年5月26日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和46年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、株式会社Bが保管している上記人事関係資料、当時の社内組織図、同僚が所持している当時の社内報における人事異動の記事及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②においてA株式会社及び関連会社である株式会社Cに継続して勤務し（昭和48年2月21日にA株式会社から株式会社Cに異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Cに係る昭和48年3月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月

母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。処分した国民年金手帳の昭和44年3月の欄に納付済みの印が有ったのをはっきりと覚えているので、私に未納分は存在しない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれており、処分した国民年金手帳の昭和44年3月の欄には納付済みの検認印が有ったと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年12月2日付けで払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、同年10月1日発行の国民年金手帳を所持していることから、この頃、国民年金に加入したものと推認でき、この時点において、申立期間の保険料を納付するには過年度納付となり、過年度の保険料は、印紙検認方式により納付することができず、同手帳の国民年金印紙検認記録欄に検認印が押されることはないものと考えられる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記

号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から45年3月まで

夫がA市B区役所へ転出届を提出しに行ったときに、「国民年金に未加入であり、国民年金保険料が未納となっているので、同市C区役所で転入手続をする際に加入手続を行って、未納保険料を遡って全額納付するように。」と言われ、納付のための書類を交付された。夫がC区役所に転入届を提出する際に加入手続を行い、昭和47年3月16日に申立期間を含む44年3月から47年3月までの保険料を自宅近くの郵便局又は同区役所で一括して納付してくれた。申立期間が未納になっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫がC区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、昭和47年3月16日に郵便局又は同区役所で申立期間を含む44年3月から47年3月までの国民年金保険料を一括して納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年2月1日付けで払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、46年12月17日発行で最初の住所がB区と記載された国民年金手帳を所持しており、申立人の夫は、この頃、B区役所で国民年金加入手続を行ったものと推認できることから、当該加入手続時点では、申立期間を含む44年3月から46年3月までの期間の保険料は過年度納付となり区役所で納付することはできず、46年4月から47年3月までの期間の保険料は現年度納付であるが、A市において、郵便局

で現年度保険料収納の取扱いを始めたのは昭和 63 年以降であることから、申立期間当時は郵便局で納付することはできない。

また、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、同月 16 日に B 区役所で納付されていることが、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録により確認できるほか、申立期間に後続する 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の保険料は、48 年 9 月 20 日に D 銀行 E 支店で納付されていることが年金事務所が保管している領収済通知書により確認でき、このことは申立人に係る特殊台帳とも整合しており、申立期間を含む 44 年 3 月から 47 年 3 月までの保険料を郵便局又は C 区役所で一括して納付したとする申立内容とは符合しない。

さらに、過年度納付等の記録について、特殊台帳で確認したところ、申立期間については、納付が確認できず、年金事務所において該当する領収済通知書も見当たらない。

加えて、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 9 月 1 日まで
申立期間について、A株式会社に運転手として勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時から総務事務を担当しているA株式会社の総務担当者は、「申立人については記憶しているが、当時の賃金台帳等の資料は残っておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。」と回答している。

また、上記の総務担当者は、「当時の厚生年金保険の手続については、入社後約3か月間の試用期間中の勤務状況を見て本採用された従業員について加入手続を行っており、試用期間において、月に15日以上勤務に達しない場合等の理由から本採用されない場合は、試用期間経過後も厚生年金保険に加入させず、保険料も控除していなかった。」と供述している。

さらに、複数の元同僚に照会しても、申立人の厚生年金保険加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番は見られないことから、申立期間における申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録についても確認できない。
このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から元年 10 月 20 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社Aで勤務していた申立期間の加入記録が無いことが分かった。当該期間については雇用保険の加入期間になっているので、同社に勤務していたことは間違い無い。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び申立人が所持する銀行預金通帳の入金記録から判断すると、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Aは平成元年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 9 月 30 日までの期間については、同社は適用事業所でないことが確認できる。

また、株式会社Aは平成 19 年 2 月 20 日付けで解散しており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、当該事業主の妻である元取締役に照会を行ったが、申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等については不明である旨を回答しており、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、上記事業主の妻は、「厚生年金保険に加入する平成元年 10 月 1 日までは、夫も私も国民年金に加入していた。」と供述している。

加えて、申立人が所持する昭和 63 年分の給与所得の源泉徴収票に記載さ

れた社会保険料等の金額は、内訳が不明であり、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

なお、申立人は、「株式会社Aは、株式会社Bの関係者が共同出資して設立した法人である。」と述べていることから、株式会社Bに照会を行ったが、同社の元代表取締役は、株式会社Aの人事や労務関係には一切関わっておらず、申立人の厚生年金保険の適用について不明である旨を回答しており、申立てについて確認できる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
申立期間にA株式会社B支店で正社員として経理事務の仕事をしてきた。厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、調査し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する申立人の従業員カード及び申立人自筆の退職願から判断すると、申立人が申立期間のうち昭和 49 年 5 月 21 日から同年 10 月 20 日までの期間について、同社B支店に勤務していたことは確認できる。

しかし、A株式会社は、申立期間当時、同社B支店に入社した複数の同僚に係る従業員カードを保管しており、同カードの健康保険証記号番号欄及び厚生年金保険証記号番号欄には記号番号の記載があり、記号番号の記載がある者はいずれも当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険加入記録が確認できるものの、申立人に係る同カードの健康保険証記号番号欄及び厚生年金保険証記号番号欄は空白である上、上記原票において申立人の氏名を確認することができない。

また、A株式会社は、当時の賃金台帳を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号は連続しており欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 10 日から 41 年 3 月 1 日まで
A株式会社勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退
手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いの
で、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に申立期間当時、未統合となっていた別の二つの事業所における厚生年金保険被保険者期間が有るが、これらの二つの被保険者期間については未請求となっている。しかし、当該被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは、それぞれ別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいふことができない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。